



本誓約書は、日本入国の空港で検疫所に**提示**する必要がありますので、必ず入国時に持参してください(7月1日以降の入国者はOC HAの起動画面の提示に代えることができる)。

The traveler must **show** this “Written Pledge” to the airport quarantine office when entering Japan. This can be replaced with the presentation of the health reporting app screen for those entering Japan after July 1st^a

内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
企画・推進統括官 伊吹英明 殿

(2021年7月1日適用)

誓約書 (Written Pledge)

1. 一般的事項

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (以下、「受入責任者」という。) は、東京大会に出場するアスリート等及び大会運営に必要不可欠な大会関係者として組織委員会が認める者で内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の承認を得た者 (以下「対象者」という。) の本邦入国に際し、以下の事項を誓約いたします。

- ① 対象者に対し、日本に入国する際に必要な準備や手続等に不足が無いよう徹底させるとともに、本邦入国後に内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の要請に従った行動、本邦入国後14日間は事前に提出する本邦活動計画書の記載事項に従った行動、及び入国前14日間・渡航時・入国時も含め、感染防止対策の徹底など「プレイブック」に定めた行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。本誓約書を含む必要書類が提出できない場合又は書類に不備がある場合、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず、対象者が本邦入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機し、不特定の者との接触を行わないことが要請される場合があることを承諾していること。
- ② 対象者に対し、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。
- ③ 対象者が、上記①の内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の要請、本邦入国後14日間は本邦活動計画書の記載事項、及び「プレイブック」に反する行動をとった場合又は上記の指導若しくは監督に従わない場合には、受入責任者は、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局に対して直ちに報告を行うとともに、注意、警告、是正指導等必要な措置を講じ、必要な場合は、違反者の大会出場停止処分、アクレディテーションカード剥奪等の適切な措置を講じるようIOCと協議すること。
- ④ 滞在期間中を通じ新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、「組織委員会感染症対策センター」に電話連絡 (もしくは事前に調整された連絡先に連絡) し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させるとともに、関係当局の指示に従うよう指導及び監督すること。
- ⑤ 「7月1日以降のオリパラ関係者の入国について (令和3年6月9日内閣官房オリパラ事務局)」に定める措置を遵守すること。

2. 防疫事項

以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得ること、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

- (1) 対象者は、本邦入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への入国を中止すること。

- (2) 対象者は、現地出発前 96 時間以内に 2 回（少なくとも 1 回は現地出発前 72 時間以内）新型コロナウイルスに関する検査を受けることとし、出発前 72 時間以内の検査証明については、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること（6 月 30 日以前に入国する対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること）。本邦入国時には、検疫官又は入国審査官に出発前 72 時間以内の検査証明又はその写しを提示又は提出すること。また、対象者は、検疫官又は入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、検疫法又は出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、上陸拒否の対象となることについて理解すること。
- (3) アクレディテーションカードの交付を受ける対象者は、入国前までに、携行するスマートフォンに、「統合型入国者健康情報等管理システム（OCHA）」を導入し、必要事項を入力させておくとともに、入国時には定められた運用を行うこと。
- (4) 対象者は、入国時に検疫官に本誓約書の写し又は OCHA の所定の画面を提示すること。対象者が入国時に OCHA の所定の画面又は誓約書の写しを提示できない場合には、検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項に基づき、入国後 14 日間待機が要請されることについて理解すること。
- (5) 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。検疫所長が指示した待機場所が空港の外となる場合、待機場所は受入責任者等が確保した施設（他者と一切接触しないような個室管理の出来る施設）とし、その費用は責任者等が負担すること。
- (6) 対象者は、本邦入国時に、滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。新型コロナウイルス感染症もカバーしていること。）に加入していること。我が国の医療機関で未収金を発生させた場合、個人情報を含む当該情報が医療機関から関係当局へ提供される場合があり、次回入国を禁止される場合があることについて承諾すること。なお、医療機関を受診する際は旅券の提示を行うこと。
- (7) 対象者は、原則 OCHA を利用して日々の健康情報を登録し、受入責任者が管理を行うこと。
- (8) 対象者は、本邦入国時に、携行するスマートフォンへ上記 OCHA に加えて以下のアプリを導入するなどし、それぞれ定められた運用を行うこと。
- ①厚生労働省が指定する接触確認アプリ（COCOA）を導入し、入国後 14 日間同アプリの機能を利用すること。
 - ②地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、本邦入国後 14 日間の位置情報を保存すること。
- (9) 対象者は、本邦入国後 14 日間、公共交通機関は利用せず移動手段を下記のいずれかに限ること。
- ・受入責任者等が所有又は手配する車両又はハイヤー等
- ただし、本邦入国後 14 日以内に航空機の利用がやむを得ない場合、チャーター機の利用を基本とするが、やむを得ない場合は、以下の条件を遵守することを前提に航空機を利用すること。
- ①機内において一定の区画をおさえ、他の乗客と分離した形で搭乗すること。
 - ②乗機・降機の際に他の乗客と空間的・時間的に分離すること。
 - ③搭乗前日又は当日に検査を実施すること。
- (10) 対象者は、検査結果判明後は、本邦入国後 14 日間、受入責任者による監督のもと、以下の措置に服すること。

(A) アスリート等（「プレイブック」（アスリート、チーム役員）の対象者）

- ①対象者は、原則毎日検査を実施すること。
- ②入国後 14 日間経過したアスリート等については、特定区域にとどまる場合又は特定区域に再度入る場合には、原則毎日検査を実施
- ③行動範囲を本邦活動計画書に記載された用務先（以下「特定区域」という）に限定し、受入責任者の厳格な監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ることとし、練習活動及び大会準備活動を実施すること。なお、入国後に条件を満たさずに活動していることが確認された場合、活動を禁止し、ただちに宿泊施設での待機に移行させること。
- ④入国後 3 日目検査で陰性が確認されることを条件に、試合に出場することを可とすること。

⑤入国後 14 日間経過後に東京大会に出場するアスリート等についても、同様の措置を講じること。

(B) 大会関係者（「プレイブック」(A) 以外の対象者)

①対象者は、原則、入国後 3 日間毎日検査を実施すること。

②対象者は、入国後 14 日間宿泊施設での待機を基本とすること。

③入国後 14 日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合、適切な防疫措置が講じられた宿泊施設の個室で入国後 3 日間待機し、3 日目の検査で陰性が確認された場合、活動場所を、本邦活動計画書に記載された用務先に限定し、受入責任者の監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ることを条件に、入国後 4 日目以降活動を行うことを認めること。

検査は、入国後 4 日目以降、必要な頻度で検査を行うとともに、14 日目に実施する。ただし、アスリートと一定の接触（1m 以内で 15 分間）がある可能性のある者は、原則、毎日検査を実施すること。

④入国後 3 日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合、活動場所を本邦活動計画書に記載された用務先に限定し、公共交通機関を使用しないことに加え、受入責任者による厳格な監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ることを条件に、入国後直ちに活動を行うことを認めること。入国後に条件を満たさずに活動していることが確認された場合、活動を禁止し、直ちに宿泊地での待機に移行させること。検査は、入国後 4 日目以降、必要な頻度（4 日又は 7 日に一度）で検査を行うとともに、14 日目に実施すること。ただし、アスリートと一定の接触（1m 以内で 15 分間）がある可能性のある者は、原則、毎日検査を実施すること。

⑤入国後 14 日間の待機期間中に活動を行う場合は、特定区域外から入った日本在住者との接触や入国日が異なる者同士が接触を行う活動を回避すること等の防疫措置が講じられていることを条件に、宿泊地での待機を行わず、特定区域内での一定の活動を認めること。

受入責任者は、外出禁止が徹底されているか、国内在住者・入国者同士等の接触が回避できているか、誓約書・プレイブック・当局からの指示が遵守できているか等を見守り、回避措置が取られていない場合には、注意を与え、従わない場合には、**内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局**に報告すること。

受入責任者は、特定区域内にいる者に対し、入国者が守るべき基準（① 1 m 以内の接触を避ける、② 接触時間の限定、③ 適正なマスク着用）等の遵守を求めるとともに、動向を監督すること。

全ての対象者 (A) 及び (B)

(11) 対象者は東京大会に必要な用務が終了した際は速やかに帰国する。

(12) 特定区域において、入国日が異なる者等に一定の接触がある可能性がある対象者については、受入責任者は、当該対象者が特定区域から離脱後も日本に滞在する場合は、離脱後 14 日間健康フォローアップを実施すること。加えて、万が一特定区域内で入国日が異なる者と濃厚接触した可能性がある場合には、離脱後 14 日間の健康フォローアップに加えて、不要不急の外出自粛、接触の制限、会食の禁止、行動管理の徹底等を実施すること。

(13) 出国した場合を含め、特定区域から離脱後 14 日間に感染が確認された場合、対象者は遅滞なく受入責任者に報告すること。また、受入責任者は、対象者と出国前に接触のあった国内在住者の特定、健康状態の把握を行うこと。

(14) 受入責任者は、入国者の数に対して十分と考えられる規模の療養先や搬送手段等の確保を行うとともに、事前に地元保健所（選手村等においては、保健衛生拠点）や陽性時に対応する医療機関との調整を実施の上、陽性者が確認された場合の隔離、検査対象、濃厚接触者の特定の仕方、濃厚接触となった場合の取扱い等について、通訳の手配の手順も含めて、競技毎に事前練習や試合の各場面、

宿舎へ滞在中の場合等に応じてあらかじめ定め、関係自治体及び保健所（選手村等においては、保健衛生拠点）と事前に共有する。陽性者が判明した場合には、受け入れ責任者が主体となり、保健所と連携して積極的疫学調査、隔離、検査等の必要な対応を実施すること。

受入責任者は、入国前 14 日間変異株流行国・地域に滞在歴のある対象者に対し、本邦入国後 3 日目に実施した検査が陽性であった場合には、その結果について、受験者氏名、検査日、医療機関、検査結果を到着空港の検疫所及び厚生労働省に報告すること。

- (15) 対象者が宿泊する宿泊施設は、組織委員会が管理する宿泊施設、又は地元自治体と協議の上で登録した宿泊施設であり、組織委員会が管理する宿泊施設と同等の防疫措置が担保された宿泊施設に限ることとし、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないこと。
- (16) 対象者が入国後 14 日以内に活動する行動範囲は、受入責任者が管理する施設又は受入責任者が管理する施設と同等の防疫措置が担保された場所とし、本邦活動計画書において事前に承認を得た場所に限ること。
- (17) 本邦入国後、滞在期間中を通じ対象者が有症状となった場合、対象者は、活動を一旦中止するとともに、受入責任者は、速やかに「**組織委員会感染症対策センター**」に電話連絡（もしくは事前に調整された連絡先に連絡）し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。
- (18) 本邦入国後に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入責任者は、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を受入責任者に提供・提示し、受入責任者と管轄保健所（選手村等においては、保健衛生拠点）があらかじめ定められた手順に沿って、速やかに管轄保健所に提供・提示するなど、その調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査) に協力すること。
- (19) 受入責任者は、対象者が上記 (8) の位置情報の保存を行うこと及び上記 (13) の調査への協力として必要な情報提供を求められた際には位置情報を提示することにつき、あらかじめ対象者本人の同意を得ておくこと。
- (20) 受入責任者及び対象者は、下記の感染防止対策を徹底すること。

- ・フィジカルディスタンスの確保（できるだけ 2 m（最低 1 m）あける）
- ・手指の消毒又は手洗いの実施（30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ・マスクの着用
- ・屋内においてはこまめな換気
- ・食事はなるべく一人で実施等

- (20) 受入責任者は、対象者の本邦入国後 14 日間における全ての滞在所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行うこと。また、本邦入国後やむを得ない日程変更等によって対象者が同計画書にない行動を取らざるを得なくなった場合は、当該事情が明らかになった時点でただちに**内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局**に報告するとともに、修正した本邦活動計画書を速やかに提出すること。
- (21) 対象者が外国人（特別永住者を除く）である場合は、上記の防疫事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

3 上記対象者の本邦入国について、上記 1 及び 2 の誓約に違反した場合、又は本邦活動計画書の記載内容や計画の変更内容に虚偽があったと認められる場合には、**内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局**又はその他関係当局により団体名が公表され得るとともに、今後招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを了承します。

- 5 今後の国内の感染状況や我が国全体の水際対策、感染防止対策を踏まえ、防疫措置が変更した場合は、その時点の防疫措置に従うこととします。

年 月 日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

ゲームズ・デリバリー・オフィサー (GDO)

中村 英正